

## いじめ対策基本方針

### はじめに

- 第 1 いじめの未然防止のための取り組み
- 第 2 いじめ早期発見への取り組み
- 第 3 いじめ早期解決への取り組み
- 第 4 いじめ問題に向けての校内組織
- 第 5 いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について
- 第 6 インターネットを通じて行なわれるいじめ対策
- 第 7 年間行事予定

### 参考資料

- 重大問題発生時の対応
- 重大な問題行動発生時の対応対策

## はじめに

埼玉県立川越西高等学校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して充実した高校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために、いじめ防止基本方針を策定した。

## 第1 いじめの未然防止のための取り組み

本校は、全職員が「いじめは絶対許さない」との認識の下、企画委員会や生徒指導部・特別支援委員会・各学年・各教科等で以下の取り組みを計画的に実施し、合わせて評価・改善を行なっていく。

- (1) 企画委員会による取り組みの集約、評価・改善
- (2) 生徒指導部による、いじめ撲滅についての講演等の実施
- (3) 支援委員会による個別生徒相談の実施
- (4) 各学年による生徒の実態把握の実施及びいじめ未然防止に向け生徒観察
- (5) 各教科による基礎力の確立を目指し、より効果的な指導方法の工夫・研究を深め、実施

## 第2 いじめ早期発見への取り組み

本校では、教育目標「諸法令に則り、調和のとれた人間を育成することを目指し、豊かな人間性や社会性及び国際社会に生きる日本人としての自覚を養成し、自ら学び、自ら考える力を涵養することを目指す。」の実現に向け、全職員で指導の方向性をしっかり持ち、取り組みを実践していく。

- (1) 生徒指導部は、生徒・保護者を対象にした、「いじめに関するアンケート」を実施。
- (2) 各学年で生徒を対象にした「QU」を実施。
- (3) 支援委員会・各学年は各学期に生徒観察の情報交換を実施
- (4) 保護者面談（6月）・個人面談（随時）を活用しいじめに関する情報を集約する。
- (5) 登下校指導・昼休み巡回・清掃指導等を通して生徒の様子を観察する。

### 第3 いじめ早期解決への取り組み

本校では、全職員が生徒の些細な変化に対して、生徒の現状に関する情報を共有し、それに基づく速やかな対応のため、全職員が以下の取り組みを実践している。

- (1) 生徒指導部は、いじめ未然防止研修会を年1回開催する。
- (2) 職員会議で各学期問題を抱えている生徒の現状に関する情報を共有する。
- (3) 支援委員会・学年は、各学期に生徒観察の情報交換を実施する。
- (4) スクールカウンセラーの活用等、生徒・保護者がいじめに関わる相談ができるように体制を確立する。
- (5) 本校は、いじめ防止対策推進法第23条に基づき、いじめに対する措置を行い、その結果を埼玉県教育委員会に報告する

### 第4 いじめ問題に向けての校内組織

本校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等の対策を実施するため、いじめ防止対策推進会議を設立する。

[構成員]

管理職・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・学年主任を構成員とし、個々の事案により学級担任、支援委員長、養護教諭、部活動顧問が参加可能とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー、いじめ・非行対応支援チームの参加を県教育委員会に要請する。

[会議の開催について]

各学期に開催するが、事案が発生した場合は緊急で開催する。

### 第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

本校では、この「重大事態」を全職員が理解し[第4 いじめ問題に向けての校内組織]における組織において調査実施する。調査結果については、第28条2項に基づき保護

者に対して適切に対応する。さらに、埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針に基づき、埼玉県教育委員会に報告する。

- (1) 生徒指導では、重大事態の再発防止に向けて、生徒指導体制の点検を実施し年間計画の見直しを行なう。
- (2) 支援委員会は、被害生徒を守るためのサポート計画を立案する。
- (3) 全職員が情報を共有するため緊急の職員会議を開催する。

## 第6 インターネットを通じて行なわれるいじめ対策

本校は、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないように、情報モラルの取り組みを図る。

- (1) 学年集会、全校集会を活用して、インターネットに関する問題について生徒向けの講演会を実施する。
- (2) PTA 総会・三者面談等で、保護者向けのリーフレット配布を利用して、保護者啓発に力を入れる。
- (3) 生徒指導部が中心となり、インターネット問題に関する講演会に参加し全職員に周知する。

## 第7 年間行事予定

月	項 目
4	学校基本方針策定 インターネットトラブル講話 個人面談 カウンセリング相談 いじめ未然防止研修会
5	校門校外指導 カウンセリング相談 「QU」アンケート 生徒の状況に関する情報交換
6	三者面談 いじめアンケート カウンセリング相談 いじめ防止対策推進会議
7	カウンセリング相談
9	カウンセリング相談
10	いじめに関する講話 生徒の状況に関する情報交換 カウンセリング相談 いじめ防止対策推進会議 いじめアンケート
11	人権教育 防犯教室 「QU」アンケート カウンセリング相談
12	カウンセリング相談
1	カウンセリング相談 いじめ防止対策推進会議 生徒の状況に関する情報交換
2	カウンセリング相談
3	カウンセリング相談 今年度の問題検討及び新年度の取り組み検討

# 重大な問題行動発生時の対応

埼玉県立川越西高等学校

生徒指導部

いじめ防止対策推進会議

問題行動

暴力行為

刺傷

いじめ

その他

発生発見

初期対応

- ・ 学年, 組, 氏名を確認
- ・ 証拠物品を押収
- ・ 多数生徒の場合, 他教員に応援要請
- ・ 被害者の救出手当
- ・ 加害者の制止隔離
- ・ 周囲一般生徒の安全確保

複数で  
対応



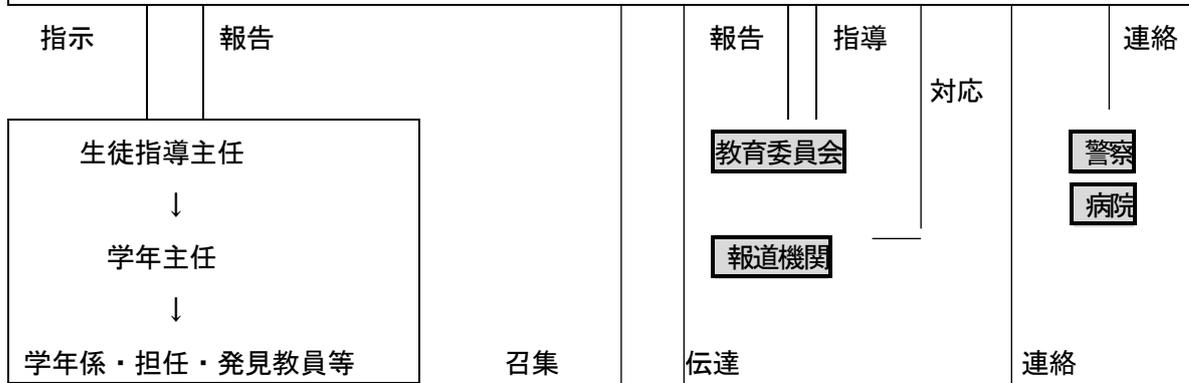
報告

指示

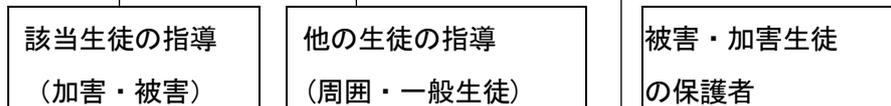
管理職の  
対応

校長 (教頭)

事実確認



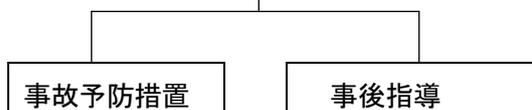
指導及び  
事実伝達



協議



PTA



## 重大な問題行動発生時の対応体制

校長 (教頭)	事態への明確な対応方針を決定し、校内の指揮に当たるとともに、教育委員会に事実関係等の報告を行う。また、関係機関、PTA、マスコミ等との対外折衝を行う。
いじめ防止 対策推進会 議及び生徒 指導	教頭、生徒指導主任、学年主任、生活指導係、担任で担当。事態の収拾を図るべく、全ての情報を収集・管理し、その状況を分析するとともに、対応方策の検討を行う。校長による対応方針の決定後は、その決定を踏まえ、各機能に従事する教職員の指揮に当たる。
生徒指導 主任	各対応機能に従事する教職員に対し助言を行う。また、校外からの連絡の窓口となり、その内容を校長に報告するほか、校長の指示の下、事務的な対外折衝や広報対応を行う。
事実把握 ・関係者 対応	担任、学年係、発見者等で担当。事実関係の把握を行い、速やかに校長（教頭）、生徒指導主任及び該当学年主任に報告する。また、関係する生徒の家庭に速やかに事実関係の連絡を行うとともに、事態の程度、状況等によっては保護者と会って、事実関係の説明を行う。
生徒対応	他の生徒に状況についての的確な説明等を行うとともに、その動揺を防ぐため、全校集会の開催などの措置を企画する。
保護者対 応	在校生の保護者に対し事態の事実関係、学校の対応等を説明するため、保護者集会の開催などの措置を企画する。なお、PTAとも適宜連携を図る。
養護教諭 及び保健 主事	他の生徒の心の動揺を受け止め、メンタルケアに従事する。相談に来た生徒の担任教員や教育相談係教員等とは絶えず連携を図る。
スクール カウンセ ラー及び 学校医等	関係する生徒に対するカウンセリングを実施するとともに、問題行動の事態の程度等やそれを踏まえた対応方策、連携すべき関係機関等について教職員や保護者に対し専門的な助言を行う。